

公益社団法人地域医療振興協会 東通村保健福祉センター
運営規定

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う介護予防支援及び居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、要支援又は要介護状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防支援及び指定居宅介護支援（以下「居宅介護支援等」という。）の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設その他の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- (4) 常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (5) 事業の運営に当たっては、法律を遵守するとともに、サービスの質の向上及び業務の適正化に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 当事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 公益社団法人地域医療振興協会 東通村保健福祉センター
- (2) 所在地 青森県下北郡東通村大字砂子又字里17番地2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当事業所に勤務する従業者の職種、員数及び勤務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員 1名（常勤・兼務）
管理者は、従業者の管理及び事業の調整を図るとともに、業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任介護支援専門員 1名（常勤・兼務）
介護支援専門員 2名（常勤・専任）
介護支援専門員は、利用者からの依頼に基づき居宅サービス計画を作成するとともに、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅サービス事業者との連絡調整を行い、必要に応じて介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。
- (3) 事務従業者 1名（常勤・兼務）
事務職員は、事業の運営に必要な事務処理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間
午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) 居宅介護支援等の提供に当たっては、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制を確保するものとする。

(居宅介護支援等の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者からの相談は、事業所内、利用者の居宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及びその家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、前号の目標を達成するための具体的な支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画及び居宅サービス計画（以下「サービス計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じてサービス計画の変更その他必要な措置を行うものとする。
- (5) 少なくとも、1月に1回モニタリングの結果を記録するものとする。
- (6) 指定介護予防支援にあつては少なくとも3月に1回、指定居宅介護支援にあつては少なくとも1月に1回、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面談する。訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所等を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合は、電話その他の方法により利用者の状況を確認する。
- (7) サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした達成状況について評価を行うものとする。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、居宅介護支援等の実施に当たっては、「適切なケアマネジメント手法（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課）」に従って行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 居宅介護支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 前項の居宅介護支援等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の自己負担はないものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護支援等に要した交通費は、その実費を徴収することができる。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、東通村の区域とする。

- 2 前項に定める区域以外であっても、利用者の状況等に応じ、対応が可能な場合はこの限りでない。

(虐待の防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のために対策を検討する委員会（teams等オンライン会議を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のために研修を年1回以上実施する。
 - (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、居宅介護支援等の提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等現に利用者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第10条 事業所は、居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及びその他利用者の行動を制

限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（teams 等オンライン会議を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（ハラスメントの防止）

第 11 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメントの防止に取り組む。

2 職場におけるハラスメントについて

性的な言動又は職務上の地位や人間関係等の優越的な関係を背景として行われ、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動（いわゆるパワーハラスメント）により、従業者の就業環境が害されることのないよう、就業規則及び各種マニュアル等において、基本指針及び行動規範を定めるとともに、相談窓口の設置、職員研修の実施等、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者又はその家族等によるハラスメントについて

- (1) 暴言、威圧的言動、執拗な要求等、社会通念上相当な範囲を超え、従業者の就業環境を害するおそれのある行為は、カスタマーハラスメントに該当する場合がある。
 - (2) 従業者に対する身体的接触、性的言動等（いわゆるセクシャルハラスメント）については、固くこれを禁止する。
 - (3) 前号に該当する行為が認められた場合には、従業者の安全確保及び円滑なサービス提供の観点から、事業所として複数名での対応及び居宅介護支援等の提供方法の見直し等、必要な措置を講じることがある。
- 4 サービスに関する正当な意見、要望または苦情については、誠意をもって対応する。

（業務継続計画の策定等）

第 12 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

第 13 条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防のための対策を検討する委員会（teams 等オンライン会議を活用して行うことができるものとする。）を、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。感染症及び食中毒が発生した場合には、東通地域医療センター感染対策委員会へ報告し、まん延防止のための対策を検討するものとする。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（苦情処理）

第 14 条 事業所は、自ら提供した居宅介護支援等又はサービス計画に位置付けた指定介護サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 事業所は、苦情の受付及び対応を行うための担当従業者を置くものとする。
- 3 事業所は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するとともに、必要な調査を実施し、改善のための措置を講ずるものとする。
- 4 事業所は、前項の措置の内容について、利用者又はその家族に対し、適切に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第15条 事業所は、利用者に対する居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに管理者に報告するとともに、市町村及び利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び処置について記録するものとする。
 - 3 事業所は、居宅介護支援等の提供に伴って、当該事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。
 - 4 事業所は、前項の損害賠償に備えるため、損害賠償責任保険に加入するものとする。

（記録の整備）

- 第16条 事業所は、居宅介護支援等の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 2 前項の記録には、利用者に対する居宅介護支援等の提供に関する諸記録及び苦情、事故等に関する記録を含むものとする。

（秘密保持等）

- 第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、利用者又はその家族の個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するとともに、適切に管理するものとする。
 - 4 事業所は、個人情報の利用目的についてあらかじめ利用者又はその家族等に説明し、同意を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第18条 事業所は、居宅介護支援等の質的な向上を図るため、次の掲げる研修の機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後6月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 この規定に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は、公益社団法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成26年5月1日から施行する。
この規定は、平成31年4月1日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。
この規定は、令和8年4月1日から施行する。
この規定は、令和8年7月1日から施行する。
この規定は、令和8年8月1日から施行する。